

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年 5月10日

支出負担行為担当官
福島労働局総務部長 金谷 雅也

1 工事概要

- (1) 工事名 福島労働局職業安定部倉庫兼事務室レイアウト変更工事
- (2) 工事場所 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階
福島労働局職業安定部倉庫兼事務室
- (3) 工事内容 福島労働局職業安定部倉庫兼事務室の既存事務スペース拡大及び倉庫スペース縮小を行う工事

(主な工事)

- ・事務室スペースを約14平米拡大する
- ・倉庫スペースを約14平米縮小する
- ・事務室及び倉庫の間にLGS壁間仕切り、引戸新設
- ・事務室天井の改修及び新設
- ・事務室OAフロアの修繕及び新設
 - OAフロア新設 約14平米
 - OAフロア既設修繕 約45平米
 - OAフロアカーペット更新及び新設 約59平米 (OAフロア新設分含む)
- ・事務室及び倉庫の照明位置変更及び設置、回路改修
 - *既存照明撤去 天吊り型ラビット40型(1灯タイプ) 6台
(うち3台は既存倉庫スイッチ回路から分離)
(うち3台は既存事務室スイッチ回路から分離)
 - 富士型ラビット40型(1灯タイプ) 4台
(既存事務室スイッチ回路から分離)
 - *照明設置(4台)及び既存事務室スイッチ回路に追加
- ・既存ドア1か所解体撤去及びLGS壁新設
- ・火災報知器撤去及び新設(移設)
- ・OAタップ回路改修(20A回路(2個口タップ1個のみ利用)から延長し、4個口タップ3個を追加する。

詳細は「入札説明書」及び「仕様書」、「仕様書詳細」、「概略図」のとおり

(その他)

- ・執務に支障をきたす工事(天井改修及び新設、OAフロア関連、電気関連、騒音が発生するもの等)については、福島労働局の監督員と日程を調整した上で土曜日及び休日に行なうことになること
- ・火災報知器に係る工事については、福島合同庁舎の火災報知器維持点検業者と施工業者が連絡をとり行うことになること
- ・福島労働局の監督員と連絡調整が工事場所及び電話等で必要に応じ行えること

- (4) 工期 契約締結の日から平成29年 7月23日(日)まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省一般競争有資格者「建設工事(29・30年度)」において「建築一式」に係る「C」又は「D」の等級の者であり、責任をもって工事が完成できる者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房会計課長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (4) 労働保険が適用される者にあつては、労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと。(直近2年間の労働保険料の未納、認定決定がないこと。)
- (5) 労働保険が適用される者にあつては、労働保険料の申告書未提出による認定決定を受けていないこと。(直近2年間の労働保険料の未納、認定決定がないこと。)
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金
- (7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (9) 法人税並びに消費税地方消費税の滞納がないこと。
- (10) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (11) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと及び過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないことのほか、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
・1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者。
- (14) 平成17年4月以降、次に掲げる建築物及び規模で同種又は類似工事の施工実績を有すること。
・RC構造建築物において100平米以上
- (15) 資格審査結果通知書の写し(以下「通知書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階
福島労働局総務部総務課会計第二係 電話番号 024-536-0077

(2) 「入札説明書」及び「仕様書」、「仕様書詳細」、「概略図」の交付期間、場所及び方法

期間 平成29年 5月10日(水)から平成29年 5月17日(水)

場所 上記3(1)に同じ。

方法 上記3(1)にて手交する。

(3) 競争参加資格確認関係書類の提出期間、場所及び方法

期間 平成29年 5月10日(水)から平成29年 5月17日(水)

場所及び方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記3(1)に持参することができる

(4) 入札書の提出期間及び提出日時

(1) 電子調達システムでの入札書受付開始日および締切日時

開始日：平成29年 5月22日(月)

締切日時：平成29年 5月29日(月) 10時00分

(2) 紙入札での入札日時・場所

日時：平成29年 5月29日(月) 10時00分

場所：福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階 福島労働局4階特別会議室

(5) 開札の日時及び場所

(日時) 平成29年 5月29日(月) 10時10分～

(場所) 電子調達システム 及び

福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階 福島労働局4階特別会議室

4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムでの参加を原則とするが、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た者は、紙入札方式に代えることができる。

5 その他

(1) 入札保証金

会計法第29条の4第1項、予決令第77条第2号の規定により免除。

(2) 契約保証金

会計法第29条の9第1項、予決令第100条の3第3号の規定により免除

(3) 入札の無効

ア、公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

(4) 契約書作成の要否

契約書 要(会計法第29条の8第1項により福島労働局が定めた様式で作成する。)

(5) 詳細は入札説明書による。